



《会計・税務の知識》 遺留分と民法特例

相続が発生した場合、民法では被相続人と一定の血縁関係にある者に最低限の取り分が認められています。被相続人が遺言等により自分の財産を自由に処分できて当然だという考え方もありますが、遺族の生活保障や相続人間の平等を確保するためにこのような制度があります。この最低限の保障を「遺留分」といいます。今回はこの遺留分に関するトピックについて紹介します。

1. 遺留分の計算方法

(1) 遺留分算定の基礎財産

被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に、相続開始前1年以内の贈与、及び特別受益の額（相続人に対する生前贈与等）を加算し、負債を控除した額を基礎として、遺留分を計算します。

(2) 遺留分の割合

遺留分の総額は、原則は①の金額の1/2、相続人が直系尊属のみである場合には①の金額の1/3となります。これは遺留分の総額であるので、相続人が複数いる場合には、相続人個々の法定相続分を乗じた額が各相続人の遺留分となります。したがって、一般的には（直系尊属のみの場合を除く）、法定相続分×1/2により、個々の遺留分を算出できます。

なお、被相続人の兄弟姉妹には、遺留分はありませんので留意しておく必要があります。

(3) 計算例

以下のケースを想定し、遺留分を計算してみます。

被相続人：X

相続人：妻Y、子供2人（Z、Z'）

相続開始時の財産価額：9千万円

生前贈与（特別受益）：3千万円

[妻Y] $1億2千万円 \times 1/2 \times 1/2 = 3千万円$

[子Z] $1億2千万円 \times 1/2 \times 1/4 = 1,500万円$

[子Z'] $1億2千万円 \times 1/2 \times 1/4 = 1,500万円$

2. 事業承継上の民法特例

被相続人が中小企業の経営者である場合、資産の大部分が自社株式であるというケースも珍しくありません。後継者が決まっている場合、経営権確保のためにその後継者である相続人に自社株式を集中して承継させることが考えられますが、自社株式が資産の大半を占める場合などは、上記1.による遺留分計算では他の相続人の遺留分を侵害してしまいます。

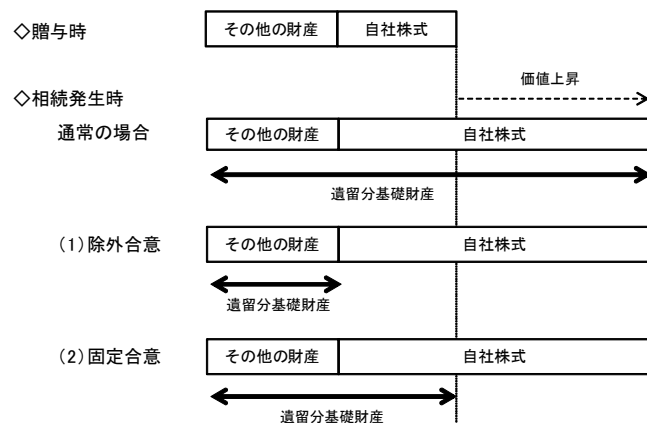
したがって、後継者に集中して承継させることができず、株式が分散し、事業承継が失敗してしまうことも考えられます。このような問題を解消するために、遺留分に関する民法特例が創設されました。

(1) 除外特例

後継者が経営者である被相続人から生前贈与等された自社株式につき、遺留分算定の基礎財産に含められないことができます。これにより遺留分減殺請求の対象となりません。

(2) 固定特例

後継者が経営者である被相続人から生前贈与等された自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時点の価額とすることができます。これにより、将来の価値上昇による遺留分の増大を懸念する必要がありません。



参考：中小企業庁「事業承継ハンドブック」

上記二つの特例は、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要ですが、後継者のみが手続きをすればよく、また、推定相続人全員の合意を前提としているので、他の相続人間での不公平が生じません。

3. まとめ

経営者にとっては、生涯をかけて築いてきた事業は財産そのものであり、後世も継続して行ってほしいと願うのは至極当然です。また、事業承継が障害となり廃業に追い込まれるようなケースもあってほしくはありません。

今後も、事業承継が更に円滑に進行できるような制度設計が進むことを願っています。

(担当：山田 慶)